

みゆき広場工賃規程

社会福祉法人 歓びの園

(目的及び適応範囲)

第1条 この規程は社会福祉法人歓びの園 指定生活介護事業所みゆき広場（以下、「みゆき広場」という。）の利用者の工賃に対する規程として定める。

(工賃体系・内容、所定作業時間)

第2条 工賃体系・内容、所定作業時間はみゆき広場の利用者の障害と健康状況を考慮した活動内容と作業の実態に対応するため、利用者の不利益を生じさせない観点で定めるものとする。

(諸帳簿)

第3条 工賃の支給状況等を常に明確にするため、次の帳簿を備えるものとする。

(1)工賃支給原簿

(作業の範囲)

第4条 みゆき広場所定作業時間は午前10時00分から午後2時30分とする。なお、所定作業時間内の通所であれば、実質の在所時間・活動の内容及び作業の有無にかかわらず通所と見なし、1日分の工賃を支給することとする。

(工賃体系)

第5条 みゆき広場の工賃体系は以下の通りとする。

(1)工賃

(2)一時金

(工賃及び一時金の財源)

第6条

<工賃>

みゆき広場の当月売上の7割を工賃支給総額とし、第10条に基づく計算方法を用いて算出する。

<一時金>

みゆき広場の前年度の繰越（「売上」－「所要経費」の3割）を当年度の一時金財源とし、第12条に基づく計算方法を用いて算出することとする。

(工賃の支払方法)

第7条 工賃は直接利用者本人に対し、通貨でその全額を支払い、同封の領収書に本人の捺印後みゆき広場に提出することで確認する。ただし、本人が領収書に捺印することが困難である場合には、代理者が捺印することができる。

(工賃の計算期間及び支払期日)

第8条 工賃は毎月1回、1日から末日までの分を翌月5日に支払う。ただし支払日が休

日にあたる場合は、その後日の通所日に支払う。又、通所日の都合でやむを得ない場合は、支払日を他の日に繰り延べることがある。

(工賃の計算)

第9条 みゆき広場の工賃の計算は以下の通りとする。

- (1) 売上金額÷みゆき広場の延べ通所人日数の合計 = a (小数点以下切り捨て)
- (2) a × 個人の通所日数 = 当月支給額

(工賃計算の単位)

第10条 工賃計算の単位は円とし、円未満の場合は切り捨てとする。

(一時金)

第11条 みゆき広場一時金は、第10条に基づき算出することとする。

- (1) 一時金支給対象算定期間は、夏季は前年12月1日から当年5月末日までとし、冬季は当年6月1日から11月末日までとする。
- (2) 算定期間内に新規入所した利用者に対しては、実際に在籍した日数を算定対象期間とする。
- (3) 支給対象者は一時金算定期間に在籍し、かつ支給日現在在籍する利用者に対し、夏季は6月15日、冬季は12月15日に支給する。

(一時金計算方法)

第12条 みゆき広場の一時金の計算方法については、以下の通りとする。

- (1) 夏季一時金は、前年度の繰越額の4割、冬季一時金は、前年度の繰越額の6割を支給総額とする。
- (2) 支給総額÷算定期間内延べ通所人日数 = a (小数点以下切り捨て)
- (3) a × 個人の算定期間内通所日数 = 一時金支給額

(規程の改定)

第13条 この規程の改訂は、当施設の利用者、職員(正規職員・非常勤・パート)の発議により審議し改訂を行うことができる。改訂は、職員会議で検討し、理事長の決裁をもって実施する。又、利用者の不利益が予想されるような状況が予測・発生した場合は速やかにこれを審議しなければならない。

附則

- この規程は、平成21年11月1日より施行する。
- この規程は、平成21年12月15日より施行する。